

# 徳島県言語聴覚士会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は徳島県言語聴覚士会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は〒776-8588 徳島県吉野川市鴨島町内原 432 TEL(0883)24-6565  
鴨島病院リハビリテーション部言語療法室に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員の学術・技術の向上と親睦をはかるとともに、職業倫理の確立と言語聴覚療法に関する学問の普及向上ならびに、言語聴覚士の社会的地位の確立に務め、県民の医療・保健・福祉・教育の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 言語聴覚療法の向上のための研修会・講習会・学術発表に関すること。
- (2) 言語聴覚療法の啓発・普及に資すること。
- (3) 関係団体との提携交流に関すること。
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事業。

## 第2章 会員

(会員資格)

第5条 本会の会員資格は次の通りとする。

- (1) 正会員 会員は、本会の目的に賛同する言語聴覚士であって、徳島県内に勤務または在住しており、理事会の承認を得たもの。
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同する個人または団体であって、理事会の承認を得たもの。

(入会)

第6条 本会の入会を希望するものは、所定の用紙《入会申し込み書》に必要事項を記入し、本会事務局を通して、会長に提出し理事会の承認を得るものとする。なお、会費の納入をもって登録される。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第8条 既納の会費その他の搬出金品は返還しない。

(退会)

第 9 条 本会の会員は、本会事務局を通して所定の退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

(資格喪失)

第 10 条 本会の会員は、次の各項のいずれかに該当するときは、その資格を喪失し退会したものと見なす。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 言語聴覚士の資格を失ったとき。
- (3) 第 5 条第 1 項に規定する資格を失ったとき。

(除名)

第 11 条 会員が本会の名誉を傷つけ、また本会の目的に違反する行為があったとき、理事会の決議により除名することができる。また、会費を 2 年以上滞納したときも同等と見なす。

### 第 3 章 役員

(役員の種類および員数)

第 12 条 本会に次の役員を置く。

- |         |     |
|---------|-----|
| (1) 会長  | 1 名 |
| (2) 副会長 | 2 名 |
| (3) 理事  | 若干名 |
| (4) 監事  | 1 名 |

①会長、副会長は理事を兼務する。

②会長は、理事の中から 1 名を事務局長に指名することができる。

(役員を選出)

第 13 条 役員を選出は次の通りに行う。

- (1) 会長、副会長、理事および監事は、総会において会員の中から選出する。
- (2) 副会長は、理事の中から会長が指名するものとする。
- (3) 理事および監事は、互いに兼ねることはできない。

(総務)

第 14 条 (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は会長を補佐し、理事会の議決に基づき総会の議決した事項を処理する。また、会長に事故があるとき会長があらかじめ指定した順序にそってその会務を代行する。

(3) 理事は理事会を構成し会務を執行する。

(4) 監事は次の各号の会務を行う。

- ① 本会の会計を監査すること。
- ② 理事の会務執行状況を監査すること。
- ③ 会計および会務の執行について、不正の事実を発見したときはこれを総会に報告すること。
- ④ 前号の報告をするために必要であれば総会の招集をすること。

(役員任期)

- 第 15 条 (1) 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
- (2) 役員に事故があるとき新たに選出することができる。但しその役員任期は前任者の残任期間とする。
- (3) 役員は辞任した場合または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは前任者がその会務を行わなければならない。

(解任)

- 第 16 条 役員は次の各項のいずれかに該当するときは議決により解任することができる。
- (1) 心身の故障のために職務の執行に耐えられないと認められるとき。
  - (2) 職務上の業務違反その他役員たるふさわしくない行為があると認められるとき。

## 第 4 章 顧問

(顧問)

- 第 17 条 本会に顧問を置くことができる。
- (1) 顧問は理事会の推薦により会長が委嘱する。
  - (2) 顧問は重要な事項について会長の諮問に応ずる。

## 第 5 章 会議

(種別)

- 第 18 条 会議は総会および理事会とし、総会は定期総会および臨時総会に分ける。

(構成)

- 第 19 条 総会は会員をもって構成する。

(機能)

- 第 20 条 総会はこの会則で別に定めるものの他、次の各項に定める事項を議決する。
- (1) 事業計画の決定および事業報告の承認。
  - (2) 収支予算の決定および収支決算報告の承認。
  - (3) その他、本会の運営に関する重要な事項。

(開催)

- 第 21 条 (1) 定期総会は、年1回開催する。  
(2) 臨時総会は理事会が必要と認めるとき、または会員の 3 分の1もしくは監事が会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

(招集)

- 第 22 条 総会は、監事が招集する場合を除き会長が招集する。

(議長)

- 第 23 条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

(定足数)

- 第 24 条 総会は会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(決議)

- 第 25 条 総会の議事は、この会則に規定するものの他、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決委任等)

- 第 26 条 (1) やむを得ない理由のために総会に出席できない会員は、委任状により代理人に表決を委任することができる。  
(2) 前項の場合における第 24 条の規定については、その会員は出席したものと見なす。

(議事録)

- 第 27 条 (1) 総会の議事については、次の各項を記載した議事録を作成しなければならない。
- ① 日付および場所。
  - ② 会員の現在数。
  - ③ 総会に出席した会員の数および理事の氏名。  
【表決委任者にあたってはその旨を付記すること】
  - ④ 開催目録、審議および議決に関する項。
  - ⑤ 議事の経過概要およびその結果。
  - ⑥ 議事録署名人の選任に関する項。
- (2) 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。なおこの議事録は会長が保存する。

(委員会の設置)

- 第 28 条 会長が必要を認めるときには、委員会を設置することができる。

## 第 6 章 資産および会計

(資産の構成)

- 第 29 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 入会金および会費。

- (2) 寄付金品。
- (3) 事業に伴う収入。
- (4) 資産から生じる収入。
- (5) その他の収入。

(資産の管理)

第 30 条 資産は会長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第 31 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画および収支予算)

第 32 条 本会の事業計画および収支予算は、理事会の議決を経て総会の承認を得なければならない。またこれを変更する場合も同様とする。

(事業報告および収支決算)

第 33 条 本会の事業報告、収支決算および財産目録は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 34 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

## 第 7 章 理事会

(構成)

第 35 条 理事会は理事をもって構成する。

(機能)

第 36 条 理事会は、この会則で別に定めるものの他、次の各項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき項。
- (2) 総会の議決の執行に関する項。
- (3) 会員の承認。
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する項。

(開催)

第 37 条 理事会は会長が必要と認めるとき、または監事から請求があったとき

(招集)

第 38 条 理事会は、監事が招集する場合を除き会長が招集する。

(議長)

第 39 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第 40 条 理事会には、第 25 条から第 27 条までの固定を準用する。この場合において、これらの規定中『総会』および『会員』とあるのは、それぞれ『理事会』および『理事』と呼び替えるものとする。

(補助組織の設置)

第 41 条 会長は理事会の承認を得て、部会等の補助組織を設置することができる。

## 第 8 章 事務局

(設置等)

第 42 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- (1) 事務局長は理事の中から会長が任免する。
- (2) 事務局の組織および運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

## 第 9 章 会則の変更および解散

(会則の変更)

第 43 条 この会則は、総会において会員の 3 分の 2 以上に同意を得て変更することができる。

(解散)

第 44 条 本会を解散しようとする場合は、総会において会員の 3 分の 2 以上に同意を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 45 条 本会の解散のとき存する残余財産は、総会の議決を得て、本会と類似の目的をもつ団体に寄付するものとする。

## 第 10 章 雑則

(委任)

第 46 条 この会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 附則

この会則は、2003 年 4 月 6 日から施行する。(一部改正)

1999 年 6 月 1 日から施行する。